

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(健康福祉局)

(1) 指定管理特別養護老人ホームの民設化に向けた進捗状況について

追加資料1 令和2年度第2回健康福祉局指定管理者選定評価委員会議事録

追加資料2 川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会（高齢者施設部会）
会議録

令和3年2月24日

健康福祉局

令和2年度第2回 健康福祉局指定管理者選定評価委員会 議事録

日時	令和3年1月20日(水) 18時00分～18時37分
場所	ソリッドスクエア東館3階 健康福祉局会議室
出席者	峯尾会長 小林委員 隆島委員 赤塚委員 大村委員 村井委員
出席者 (行政)	中村高齢者事業推進課長 丹野施設課長 鎌田高齢者事業推進課主任 (事務局：企画課) 柳原課長 進藤担当係長 佐藤主任
傍聴者	(非公開)
発言者	議事内容
事務局 進藤担当係長 峯尾会長	<p><開会あいさつ> <資料確認></p> <p><委員会成立の報告> 川崎市附属機関設置条例第7条第2項の規程による委員会成立 (6名中6名出席) ○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例による会議の非公開について</p> <p style="text-align: center;">～委員了承～</p> <p>○会議録は「要約方式」とし、発言者がわかるよう委員名は記載する。 文書開示請求等があった場合には、委員名は原則として開示される。</p> <p style="text-align: center;">～委員了承～</p> <p><議事> 議題1「特別養護老人ホームの民設化に向けた進捗について」事務局より説明を求める。</p>

中村高齢者 事業推進課長	～資料1により説明～
峯尾会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>「こだなか」、「陽だまりの園」は休止と書いてあるが、介護保険法上は廃止となり、事業をやめ利用者を他施設へ移行する。「しゅくがわら」は指定期間の変更を行うということで、本日の委員会では指定期間の変更について審議するというので良いか。</p>
事務局	そのとおり。
峯尾会長	「こだなか」、「陽だまりの園」の建物は残るのか？
中村課長	建物は残るため、今後も特養として活用するのか、他のサービス内容に変更することが良いのか早急に検討していく。
峯尾会長	再利用については再編整備計画に関連してくるのか。
丹野課長	基本的には民設化を目指す計画となっているため、他法他施策へ転換するのであれば相応の計画変更を行う必要がある。
峯尾会長	基本的には今あるベッド数を確保しておき、民設化に向けて運営してくれる法人を探していくことになるのか？
中村課長	定員規模50床の特養2施設について、今回、民設化への合意が得られなかった理由の一つとして、施設を運営するにあたっては介護報酬で費用を賄わなければならない、50床という少数では運営が厳しいことが挙げられているため、今後の民設化に向けては、その点も踏まえ検討していく。
峯尾会長	<p>譲渡民設化については、民設化に伴う条件的なもの、規模からくる経営的な側面の2つの問題があると感じる。難しい問題だ。</p> <p>「こだなか」を運営する現法人の白山福祉会は、運営から撤退するとの意思表示であると思うが、残り2施設は継続するのであれば、諸条件が整わなければということか？</p>

中村課長	<p>「陽だまりの園」も法人からの諸条件に対し誠意を尽くし説明をしてきたが、運営上厳しいことや、3施設とも築20年を越えており、老朽化に対する修繕の問題が挙げられている。3施設とも修繕等の手を入れていないわけではないが、法人が望むまでには追い付いていないといったハード面の話が有る。</p> <p>ソフト面では経営に向けた支援や、定員50名規模をサテライト的に、例えば29床以下の小規模特養に転換するなど、サービス内容を変更することについても話をしてきたが、やはり採算がとれるような施設ではないという点で合意に至らなかった。</p>
小林委員	<p>管理する側からだとそういう理由は理解できるが、入居者側からすると、勝手にどこかに移れと言われていたようで、終の棲家だと思いながら生活してきた方々に対する支援ができるのかが心配である。例え老朽化が進んでいても、そこが良いとする入居者に対して何か手立てはないのか。</p>
中村課長	<p>ご指摘のとおり心苦しい話であるが、「こだなか」については、10月に施設へ伺い、もしかしたら後継の法人が決まらないといった話をした経緯があるが、家族からも色々と話を受け、我々も法人が見つかるよう最後まで調整を続けることとお話しさせていただいた。今回、そのような形に至らなかったため、今後も2回、3回と入居者・ご家族に対して説明をさせていただく。「陽だまりの園」の入居者調整はこれからになるが、市内の至る所から入所されている状態であり、「こだなか」では、ご家族等が近隣の施設への移行を望まれるケースもあったため、今後、希望に沿えられるよう丁寧に対応をしていく。</p>
大村委員	<p>「こだなか」、「陽だまりの園」の入居者に新たな転居先を探していくということだが、これだけの人数を探せるのか非常に気になる。その点は如何か？</p>
中村課長	<p>委員のおっしゃるとおり、時間的、人数的に厳しいことは承知しており、やることも多々ある中、非常に困難な部分もでてくると思うが、4月からの運営法人がなく、その施設に残ることはできないため、入居者にはご理解いただくとともに、市内の特養にもご協力いただきながら移転先の確保に向け対応してまいりたい。</p>
峯尾会長	<p>現在の「こだなか」と「陽だまりの園」の入居者数は？</p>
中村課長	<p>「こだなか」は37名、「陽だまりの園」は47名。</p>

峯尾会長	「こだなか」の37名については、運営継続が困難ということで既に移行は始まっているということか？
中村課長	「こだなか」については、現運営法人の白山福祉会が市内に広域型の特養2施設を運営しているため、そちらに移行している状況もある。また、御家族から別の場所へと申し出があった方に対しても対応している状況。
峯尾会長	「陽だまりの園」の方はこれからといった状況か？
中村課長	そうです。少し人数が多い点とこれから調整するのでハードルが高いと考えている。
峯尾会長	白山福祉会は、現在法人で整備を進めている新規に開所する施設を含めて対応していくということでしょうか。
中村課長	「陽だまりの園」を運営する照陽会は市内で2施設運営しているが、1つはオールユニット型であり入居者負担額が大きく変わってくることから、照陽会の中で動かすことは困難だと思っているため、市内の特養に協力を得ながらと考えている。
峯尾会長	多床室から個室へ移り負担が大きくなれば契約もやり直すことになり、本人・家族にとっては難しいだろう。 いずれにせよスケジュールも示されており誠意をもって対応する他ないと考えるが、現行運営法人と市が協同で進めていくという認識で良いか？
中村課長	いずれの法人とも協議しており、それぞれが担う役割もあるが、このような結果になったことについては、この計画を進めてきた責任等もあるため、法人に寄り添った形で対応していきたいと考えている。
峯尾会長	川崎市にも事業協会があると思うが、情報共有含め調整や協力を得られるよう何か働きかけを行っているか？
中村課長	特養57施設が加盟している「川崎市老人福祉施設事業協会」があるが、特養に入りたい方々の申込先となっており、システムで一元管理をしている。協会には2施設を廃止する旨は伝えており、申込者への案内や現在2施設へ申し

	<p>込みをされている方への諸手続きについて依頼することを考えている。入居者に対する支援については情報提供をしているが、各特養に対して協会からアプローチすることは多分できないだろうと考えるため、そこに関しては各施設と市で行おうと思っている。</p>
峯尾会長	<p>利用者のこともあるが、職員については現行法人が引き受けることになるのか？</p>
中村課長	<p>「こだなか」については、早い時期から運営を廃止することや異動に関する件は職員に周知されており、職を探すことに関して時間的には少しあると思っていたが、「陽だまりの園」については、ここ最近休止となった展開があるため、今後、法人から職員へのアプローチは出てくるかと思っている。</p>
小林委員	<p>職員は自分たちで職を探さなければならず、雇用の継続が保証されているわけではないということか？</p>
中村課長	<p>各法人が職員を雇用しているため、そのような話になるが、市としては職員に対する職の情報提供はできると考えており、相談があれば対応していきたい。</p>
峯尾会長	<p>「陽だまりの園」の地域包括支援センターは別法人が指定管理を受けて業務を継続することになるのか？</p>
中村課長	<p>地域包括支援センターについては指定管理業務とは別の委託事業としているため、指定管理ではなく他の法人に一時的に委託する方向で調整を進めている。「陽だまりの園」での地域包括支援センターは、基本的に特養と一体で進めることが良いと思っている。今後、特養を運営していただける法人が、地域包括支援センターも併せて事業の委託を請け負っていただけることが最善と思っているため、今後、そのような交渉もしていこうと考えている。「こだなか」は、以前は地域包括支援センターが入っていたが、前回の指定管理者選定時に請け負う法人が別々になったことから、地域包括支援センターは現在別の場所で運営している。「こだなか」では今後も特養とデイサービス等の事業となる。</p>
峯尾会長	<p>地域包括支援センターの受け入れ先は決まっているのか？</p>

中村課長	決定には至っていないが受けてくれそうな法人があると聞いているため調整を進めていくこととなる。
峯尾会長	これも3月末までに決める必要があるということか？
中村課長	そのとおり。地域包括支援センター間で業務引継ぎを行っていただく必要がある。
峯尾会長	3月31日で施設を閉めることになり、入居者・職員の調整は大変だと思う。「こだなか」と「陽だまりの園」の休止・廃止に関してほかに御質問等あるか。
各委員	～特になし～
峯尾会長	「しゅくがわら」の指定期間変更についてだが、3年先は同じく民設化に向けてということで良いか？
中村課長	<p>法人との会話の中では、当初から譲渡・民設化で受けたいとの話を頂いていた。譲渡に向けた運営に関する諸条件があり、再編整備基本計画の中では、原則20年運営することや土地の無償貸し付けにあたって、返還時には建物を除却することなどが盛り込まれており、そこは厳しい部分があるため、今後、条件等の見直しを行う必要があると考えている。</p> <p>また、これまでの指定管理期間中も施設の老朽化対策を行ってきたが、まだまだ十分ではない状況のため、各施設については来年度以降に修繕による長寿命化を図るなど、譲渡民設化での運営の継続に向けた対策を取っていきたいと考えている。</p> <p>譲渡民設化を受けていただくにあたっては、これらの対策について法人とお話をさせていただきたいと考えており、それまでには少し時間が足りないことから、今回、指定期間を延長することとしてお諮りさせていただくもの。</p>
峯尾会長	「こだなか」、「陽だまりの園」も同様にあと20年は建物を使ってくださいということか？
中村課長	そのとおり。「こだなか」、「陽だまりの園」も公募の条件は一緒であった。

峯尾会長	<p>「しゅくがわら」は指定期間を3年延長しても、時間はあっという間に過ぎていくため、同じことが起きないように今から3年後に向けて法人と市で話を進めていただく他ないと思う。</p>
隆島委員	<p>延長を3年間とした根拠は？</p>
中村課長	<p>本来的には平成27年度に指定管理者を募集した際に、平成28年度から令和2年度まで5年間を運営するものとし、その5年間の運営実績等の評価が良い場合は、非公募により次期指定期間の5年間についても運営を継続することができるとしていたものであるが、再編整備計画によって、令和3年度から指定管理をなくして譲渡民設化とした。</p> <p>そういった部分で5年の期間は指定管理に基づく根拠はあると思うが、3年間とした理由は法人と話をさせていただいた中で決めたものであり、法人としても5年間の運営は長い、3年であれば譲渡民設化に向けた話し合いもある程度まとめ、考える時間も出来るとの考えから、今回3年間とさせていただいた。</p>
隆島委員	<p>「しゅくがわら」も話がまとまらなければ、他の2施設と同様に一時休止や廃止になっていたということか？</p>
中村課長	<p>そのとおり。今回、指定期間の変更ということで話ができましたが、まとまらなければ一時休止・廃止で進むことになり、3施設合わせて170名程度の入居者を他の施設へ移す手続きを進めなければならなかった。</p>
隆島委員	<p>「しゅくがわら」の運営法人である鈴保福祉会が3年間延長することと、他の2施設の白山福祉会と照陽会が運営しないことの違いは何だったのか？</p>
中村課長	<p>一番大きい理由は定員規模だと思っている。50名が良いのか70名が良いのか分からないが、国では90名規模が介護報酬上ペイできる数字だと言っており、この施設を運営する規模感の難しさは机上論でしか語れないが、相当厳しいとは思っている。そのような中で、小さい50名規模の施設に対しては職員確保を目指した補助金を出しているが、68名定員の「しゅくがわら」には出せていなかったため、今後、補助の部分でも庁内調整できれば、法人としても安心できると思う。また、ハード的な部分では修繕も進み長寿命化が図られ</p>

	<p>ば経営の見通しも立つであろう。「こだなか」、「陽だまりの園」もハード的な話は同じ条件でしてきたが、最終的には経営面の部分が一番大きいと思う。</p>
<p>峯尾会長</p>	<p>30名程度が定員の地域密着型特養もそれなりに経営も出来ているなど色々な状況もあるため、それぞれの法人が考えた上での結論だと思うが、3月31日に向け、現行法人とよく話し合っていていただき、入居者・職員の不安が無くなるようにしていただきたい。</p> <p>それでは、指定期間の変更について承認するという事によろしいか？</p>
<p>各委員</p>	<p>～承認～</p>
<p>峯尾会長</p>	<p>それでは、本委員会として特別養護老人ホーム「しゅくがわら」の指定期間を変更することに関して了承することとする。この件については丁寧に進めていただきたい。</p> <p>議題2の「その他」として何かあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありません。</p>
<p>峯尾会長</p>	<p>以上で本日の審議を終了する。</p>
<p>事務局 柳原企画課長</p>	<p>～閉会挨拶～</p> <p><委員会終了></p>

川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会（高齢者施設部会）会議録

日 時	令和3年1月25日（月） 14時00分～15時55分	場 所	ソリッドスクエア東館 3階健康福祉局会議室
出席者	峯尾委員長、鈴木委員、中山委員、堀越委員、新井委員		
事務局	高齢者事業推進課：中村課長、鎌田主任、茂内会計年度任用職員		
傍聴者	3名以内・議題（1）		
議 題	<p>1 「総括評価」（公開）</p> <p>2 「特別養護老人ホームしゅくがわらの指定期間の変更（延長）に係る事業提案に対する審議・評価について」（非公開）</p> <p>申請法人からの提案内容に、当該事業者の事業運営ノウハウやアイデアが含まれており、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、選定に係る会議自体の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、川崎市情報公開条例第8条第2号アおよび第8条第3号に該当する。</p>		
議 長	<p>《事務局より、委員会の概要及び本日のタイムスケジュール等を説明すると共に、委員会設立の報告を行い、続いて、申請法人と各委員において利害関係はないことを確認した。また、川崎市附属機関設置条例第6条第1項の規定により、委員の互選により議長を選出した。》</p> <p>《課長挨拶》</p> <p>早速、議事に入りますが、審議の中で事務局に発言を求める場合は、委員長の許可を得てから発言いただくようお願いします。それでは、議題1について、事務局から説明をお願いします。</p>		
事 務 局	<p>指定管理施設については、管理運営業務の内容等について、毎年度評価を行うこととなっており、指定期間の終了にあたり、過年度に実施した総括評価等を踏まえ全体を通じた事業の成果に基づき、所管課が行った総括評価の妥当性について、ご審議いただくものでございます。</p> <p>指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間、特養8施設については、民設化のスケジュールの関係から平成30年度に高齢者施設部会にて総括評価を行いました。その後「こだなか」「陽だまりの園」は一時休止、「しゅくがわら」については指定期間の変更となり計画の変更が生じたため、再度総括評価を行うこととなりました。</p> <p>初めに、一時休止となる「こだなか」「陽だまりの園」についてご説明いたします。</p> <p>《【こだなか】 評価シートに基づく説明》</p>		
議 長	<p>「こだなか」について事務局からの説明に対し、何か質問はありますか。</p> <p>（質問なし）</p>		

川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会（高齢者施設部会）会議録

議 長	それでは評価の確認をお願いします。評価シートの3. 評価 について、組織管理体制の項目に「資格手当の増設（認定介護士・上級介護士・スマート介護福祉士）」とありますが、これは施設内での独自の呼び方ということでしょうか。認定介護福祉士はあるが、介護士という国家資格はありません。施設内で独自に使用しているなら問題ないです。
議 長	他はよろしいでしょうか。
中山委員	白山福祉会は、褥瘡0を目標に頑張っていたと思うため「こだなか」からの撤退は残念です。
鈴木委員	このような努力にプラスの点数をつけてあげられたらよいですね。
中山委員	収支は黒字になっているのに。
堀越委員	もっと利益が欲しいということでしょうか。しかし、このくらいの頑張りは欲しいですね。特養は収入が決まってしまうため、ショートで埋めるか通所で埋めるかで努力していかないとはいけません。特養が95%であればショートは100%以上入れていかないと収支がプラスにはならないです。
鈴木委員	「こだなか」のショートの稼働率は150%。
中山委員	そうですね。これだけ頑張っていて収支は黒字であるが、なぜ譲渡民設化の後継法人として手をあげないのか。褥瘡のことだけではなく、他の面でもしっかり運営していただいていたようなので非常に残念です。
堀越委員	長沢壮寿の里の建替え事業で、さらに大きなことに取り組みれるのでしょうか。
議 長	白山福祉会は横浜市や川崎市でしっかり地固めをされましたね。こだなかの評価について、特に指摘がないようでしたら次に進めます。 ≪【陽だまりの園】評価シートに基づく説明≫
議 長	令和3年度、2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価欄の3「特に安全・安心の面で問題はなかったか」の部分で、記載内容の順番を変えた方が適切と思われます。
事務局	承知いたしました。
議 長	他はございませんか。
事務局	「こだなか」も「陽だまりの園」と同様に収支計画において経費削減の取り組みの結果が表れているため、同じ内容で記載を追加します。
委員	（了承）
議 長	続いて、しゅくがわらの評価に移ります。
事務局	≪【しゅくがわら】 評価シートに基づく説明≫
議 長	資料について、委員の方からご質問等はありませんか。 令和3年の評価の「2. 評価の視点」の「4. 更なるサービス向上のために、どうい

川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会（高齢者施設部会）会議録

<p>事務局 中山委員 議長 鈴木委員 議長 事務局</p>	<p>った課題や改善策があるか」の部分で、今後の外国人雇用に関する部分は削除してよいのではないのでしょうか。又は、令和元年の言い回しをそのまま残すか。</p> <p>削除の方向で整理します。</p> <p>「しゅくがわら」はなぜ要介護1や2の利用者の方が多いのでしょうか。居宅系事業も介護度1の方が多いようです。</p> <p>特養は要介護3以上の方が原則対象となりましたが、入所判定委員会で緊急性などを判断していますよね。独居や虐待などの理由があり、緊急性や背景を理解して柔軟に施設利用を進めているというのであればよいのですが。あとは、制度改正前の方が変わらず元気なまま滞在されているということであれば。</p> <p>恐らくそうではないのでしょうか。最初のうちは介護度の軽い方を受け入れており、その方々が居心地が良いため引き続きいらっしゃる可能性の方が高いと思います。</p> <p>良いケアが行われているということでしょう。それでは、入居者の要介護度については、事務局から法人へ背景の確認をお願いします。</p> <p>施設は、地域との交流を積極的に取り組みながら施設運営を行っており、介護の専門職として知識や技術のレベルアップを図っていることが評価できます。</p> <p>また、事務局への意見として、指定期間中に譲渡民設化に係る意見交換を計画的に進めていただくようお願いします。</p> <p>以上、「特別養護老人ホームこだなか」については一部法人確認の上、修正の必要があれば修正の上決定します。「特別養護老人ホーム陽だまりの園」については、一部修正の上、決定します。「特別養護老人ホームしゅくがわら」については法人へ確認をした上、決定します。</p> <p>本日の評価結果については、本市ホームページ公表前に再度文言のチェックを行います。評価が変わらない範囲で微修正が生じる可能性がありますので、ご了承ください。大幅な修正が生じた場合は、委員の皆様へ事前に確認をとらせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《特別養護老人ホームしゅくがわらの指定期間変更に係る審査》</p> <p>特別養護老人ホームしゅくがわらについて、これまでの経過をご報告いたします。現指定管理者の鈴保福祉会と譲渡民設化に向けた話し合いを行ってまいりました。現指定管理者から民設化に係る諸条件（原則20年以上の施設運営、土地の返還時の義務（更地返還）等）について、理解が得られるよう説明を継続してきましたが、譲渡民設化に向けた了承が得られていません。この間、現指定管理者と調整を継続してきた結果、指定期間の変更（3年間の延長）について了承が得られたことから、当初計画の譲渡民設化から、現行の指定期間の変更を行う方向で手続きを進めております。なお、現行施設については、指定期間中に譲渡民設化に向けた公募の実施に向けて、調整を進めてまいります。</p>

川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会（高齢者施設部会）会議録

	<p>《指定期間変更に伴う今後のスケジュール、審査施設、該当法人（鈴保福祉会）の概要及び事業計画、審査基準について事務局から説明を行った。また、審査方法については、書類審査にて行うことを説明し、委員全員了承。》</p>
議 長	<p>事務局からの説明と申請者から提出された申請書類に基づき、皆様方と意見交換を行っていきます。それでは、公認会計士新井委員から財務分析の解説をお願いします。</p>
新 井 委 員	<p>資金収支の安全性と、事業損益の項目はかなり厳しめですが、財務状況の健全性については比較的余力があるとみて良いだろうということで、総合評価としては C という前提で聞いていただけたらと思います。</p> <p>最初に、資金収支の安全性の視点からご説明いたします。事業活動によるキャッシュフローは、直近 2020 年 3 月期でマイナスになっており、色々な活動の一番最後の結果の収支を表す当期資金収支差額比率に関しては、過去 3 年間分マイナスになっています。全体のお金の流れとしては厳しいということが見てとれますし、その事業のところは直近がマイナスとなっておりますので、この 3 年間の推移をみると元々厳しい部分が特に厳しくなっていますので、C としています。</p> <p>次に、事業活動の効率性で、損益の項目を中心に見ていきます。経常利益はマイナスで、売上高は少しずつ増えていますが 3 年間で変わっておらず、人件費比率が 73 から 74% と社会福祉法人平均からすると高めであり、別の支出も増えています。元々の赤字体質が改善されていないと読まざるを得ません。他の項目もマイナスですのでここ数年厳しさが続いている状況です。</p> <p>最後に、財務状況の健全性についてご説明します。借入金の依存度は 0% から 2% であり苦勞していませんでしたが、それまで 100 万円程度だったものが 2020 年度で急に 6300 万円に増えています。理由は簡単に分かりませんが、赤字の状況からすると恐らく運転資金と推測されるため、このままだと次の運転資金も必要となり今後借入れが増えていく状況になりつつあるかと思います。ただ、流動比率や当座比率は、一般的に 300% でも良いとされるところが今回は 700% でありまだ余裕があるのと、それ以外の指標も悪くないため、借入れが急に増えたことだけが心配ですが、この先 2、3 年は問題ないと思われるため B としました。</p> <p>今後の借入れについて、銀行から貸しにくいと判断されると厳しいですが、川崎市と指定期間 3 年間の契約で事業を行う予定であり、銀行としてもすぐ止めることはないと思われるため、総合評価を C としました。財務については以上です。</p>
議 長	<p>財務以外の部分は、いかがでしょうか。</p>
中 山 委 員	<p>2020 年 3 月期というのは、令和 2 年度ということでしょうか。</p>
新 井 委 員	<p>そうです。この決算から 1 年近く経っているため、今の決算はコロナ禍もあり一般</p>

川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会（高齢者施設部会）会議録

	<p>的には現状維持か悪くなっていると思います。ただ、銀行サイドもコロナで影響を受けていれば貸付もしやすいかもしれないため。冒頭の経緯説明に繋がりますが、法人としてはこの財務状況では譲渡の話を受けるのはとんでもないということになったのではないのでしょうか。面接があれば、借入について質問をしたいと考えていました。</p>
議 長	今後3年の間に借り入れが増えた場合は、どうでしょうか。
新井委員	借入が20%くらいまでなら悪くはないので、当面心配ないのでは。
議 長	居宅介護支援事業のケアマネがいなくなったとはどういうことですか。もともとケアマネは何人いるのか。
事務局	この5年の指定期間でも休止・再開を繰り返している状態で、なかなか定着しないようです。あとは、周りにデイサービスセンターが多く利用者の取り合いになっており、開設すれば赤字になるといった状況で厳しい土地柄です。居介支は、このまま休止の状態が続くかもしれません。
議 長	基本は、まず入所ベースの特養をしっかり運営していただきたい。
事務局	初期の検討レベルの話ではありますが、デイサービスのエリアを入所施設に変えられないかといった案もありました。12床から16床くらい増えるため、合計で80床弱に増えます。
	譲渡民設化することにより、法人の想いや、地域の特性に合わせやすくなったり、法人がより運営しやすく、またそれぞれの特色が出しやすくなると思います。
	今回は指定期間の延長であり、修繕費も市で負担するため費用削減になりますし、人件費比率を抑えることは簡単ではないでしょうが、そのほかの経費削減には取り組まれるのではないのでしょうか。
議 長	今回の評価は、難しいですね。
事務局	新井先生が行った財務分析は、法人全体ということですよ。
新井委員	そうです。ただ、事業所ごとでも「しゅくがわら」が特別足をひっぱっているということではないです。
議 長	職員研修で定期的に外部からスーパーバイザーを入れるとありますが、外部とは法人のOB等か、又は外部の機関等からであるのか。特定の人に引き続きお願いしているのではないかと思います。
事務局	外部の機関等からと聞いています。
議 長	苦情相談対応フローについても1点確認をお願いします。介護保険事業において、施設内の苦情担当者以外に外部の第三者委員会が設けられて、問題が込み入ったときはその委員会に必ず入ってもらうことや、年に1回は調査に入った第三者委員会に対して報告をするなどの決まりがありますが、このフローでは内部ですべて解決するように見えます。外部の第三者が入る仕組みを取り入れているか確認しておいてくださ

川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会（高齢者施設部会）会議録

事 務 局	<p>い。</p> <p>他に意見がないようでしたら、採点に移ります。</p> <p>《書類審査の採点表に委員ごとに採点を行った》</p> <p>《書類審査の集計結果を事務局から報告》</p> <p>本日は委員5名のご出席ですので、満点は、委員1人あたり150点の合計で750点となります。</p> <p style="padding-left: 40px;">「社会福祉法人 鈴保福祉会」対象施設「特別養護老人ホームしゅくがわら」</p> <p style="padding-left: 40px;">【書類審査】480点</p> <p>なお、今回、失格事項に該当する点数は、450点ですが、失格事項に該当はしておりません。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたとおり、「特別養護老人ホームしゅくがわら」の指定期間の3年間の延長について、部会として承認をしたいと思います。各委員よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>なお、この際、選定にあたり付帯意見がございますでしょうか。</p> <p>特にないようですが、事務局に対する意見として、指定期間中に譲渡民設化に係る意見交換をスケジュール感をもって進めていただきたい。</p>
事 務 局	<p>承知いたしました。以上の結果につきまして、市長に報告をさせていただきます。</p> <p>なお、今後の流れとなりますが、本日の結果を踏まえて、市長がしゅくがわらに関する指定期間変更について最終決定いたします。その後、本年3月に開催予定の市議会定例会に、指定管理者の指定期間の変更に関する議案を上程し、議決後、3月下旬を目途に、正式な延長について対象となる団体向けに文書で通知を行います。</p> <p>では、本日の審議はこれにて終了いたします。</p> <p>《署名用の紙に各委員で署名》</p> <p>峯尾委員長確認日： 令和3年2月2日（火）</p> <p>中山委員確認日： 令和3年2月2日（火）</p> <p>鈴木委員確認日： 令和3年2月2日（火）</p> <p>堀越委員確認日： 令和3年2月8日（月）</p> <p>新井委員確認日： 令和3年2月3日（水）</p>